

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成28年6月16日（第8日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから、平成28年平泉町議会定例会6月会議、第8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、請願第1号、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願を議題とします。

この請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、升沢博子議員。

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

請願の審査報告を行います。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、1号。付託年月日、28年6月9日。件名、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願。

審査の結果、不採択とすべきもの。

委員会の意見。マクロ経済スライド等は将来の年金制度を維持するための制度設計であり、これらを廃止することなどの願意には添えない。

以上、報告申し上げます。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で総務教民委員会常任委員長の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤孝悟君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に賛成の発言をお願いいたします。原案に賛成の方。

4番、三枚山光裕議員。

4番 (三枚山光裕君)

4番、三枚山光裕です。

私は、総務教民常任委員会の報告に反対の立場で討論をいたします。すなわち、本請願は採択すべきものとの立場からです。

本請願は、1つに、年金を毎月支給すること、2つに、マクロ経済スライドを廃止すること、3つに、最低保障年金制度の実現、4つに、年金支給開始年齢をこれ以上延ばさないことであります。

2004年に100年安心の年金といった年金の法律改正によって、厚生年金、国民年金とも、保険料を毎年引き下げること、そしてマクロ経済スライドという年金の計算方式が導入されました。従来、物価が上がれば、年金も物価と同じ割合で上がる仕組みでした。マクロ経済スライドとは、物価の上昇率より年金の引き上げ幅を低くする一方で、物価が下がった場合は、物価が下がった分以上に年金の引き下げ幅を大きくするという仕組みです。

ただ、この10年余り景気が悪かったことから、物価が下がったときは実施しないという決まりがありました。昨年いわゆるアベノミクスのインフレ政策で物価が上昇に転じたことにより、初めてマクロ経済スライドが適用されました。政府は、物価が下がったときは実施しないという決まりを取り払うための法律改正も準備しています。政府は2042年までの約30年間の試算もし、今後30年、年金受給額を下げ続けることが可能だとしたのです。しかし昨年、安保法制を優先させるため、今年も参議院選挙があることから、法改正を保留しています。

今後、この法改正がされることになれば、年金額は国民年金で3割減り、厚生年金で2割減ると言われています。国民年金の受給者の95%、約2,752万人は月7万円未満の年金です。年金額が5万円未満の人は約929万人で、受給者全体の43%にもなります。女性の場合はさらに年金額が低くなっています。女性の国民年金受給者の43%は、月5万円未満の年金で約700万人にも上ります。月5万円の年金で生活が容易でないことは明らかですし、しかも2カ月1度の支給では日を追うごとにやりくりが大変になることは誰の目にもわかります。財源が大変だから仕方がない、そんな意見があるのも承知しています。

政府は、低年金の底上げなど社会保障の充実に必要な額は8,000億円と言っています。安倍政権のもとで大企業に3兆円の減税をし、さらに今後1兆円の減税が予定されています。この20年あまり、賃金は下がり続けています。年金も減り、収入の低い人ほど負担が重い消費税も8%になり、国民、庶民の生活は苦しくなっています。

一方で、資本金10億円の大企業だけでも、2013年度から2014年度までの1年間で積み増した内部留保は14兆5,000億円に上り、内部留保の総額は300兆円を超え、増え続けています。大企業と大金持ちは海外に資産を移し、税金逃れまでしています。お金はあります。税金の集め方、使い方を変えれば、年金も社会保障も充実させることができます。

今年金を受給している世代は、戦争によって焼野原となった日本の復興のために働き続けてきた人たちでした。そして、いわゆる団塊の世代は、日本の高度経済成長を支えてきた人たちです。世界で3番目の経済力を持つ日本が戦後の繁栄をつくってきたこうした方々が安心して老後を送れる、その年金を保障することは、これは国の責任であり、政治に身を置く私たちの責任でもあります。

若い世代の非正規労働者が4割を超え、低賃金で働かされている。今の日本で、年金受給者の方が高齢となった親の介護とともに収入の少ない自分たちの子や孫の生活を支えている現実もあり、それが広がっています。平泉町議会が国民、町民の声を地方から国に届けることで政治が変わることを私は確信しています。こうした立場から、本請願の採択を心から願うものであります。

以上で、私の討論といたします。

議長（佐藤孝悟君）

次に、原案に反対の発言を許します。

1番、氷室裕史議員。

1番（氷室裕史君）

1番、氷室裕史です。

私は、この原案の不採択に賛成します。

請願書には年金の毎月支給、マクロ経済スライドの廃止、全額国庫負担の最低年金保障制度の早期実現、年金支給開始年齢の維持と4項目が上げられております。しかしながら、例えば年金の毎月支給に関して、これは実際問題として年金の支払いコストの増加を意味しており、年間の支給総額が変わらないのであれば、無理に支払いコストを増加させてまで毎月支給に移行する必要はないと考えられます。

次に、マクロ経済スライドの廃止に関して。そもそもマクロ経済スライドが導入された背景に、少子高齢化による年金受給者の増加と働き手の減少による年金制度維持の危機があります。このような背景があり、マクロ経済スライドが導入されました。

ただ、マクロ経済スライドは、年金を減額させるシステムと論じられることが多々ありますが、正確には年金の支給額の上昇を抑えるシステムであります。しかし、この年金額の上昇を抑えるシステムというのは、インフレに対応しているという公的年金最大の特徴を相殺していることにほかなりません。そのような意味では、もちろんマクロ経済スライドにも欠陥がないとは言いきれません。しかしながら、マクロ経済スライドを廃止するという考えを代替案なしに論ずるということは、いささか乱暴と言わざるを得ないのではないのでしょうか。

次に、全額国庫負担の最低保障年金制度を実現することに関して。これは、実現が可能であれば大変すばらしい考えであると考えられます。ただ、現実的に国庫金が際限なくあるわけではな

く、本当に限られた資金の中、国の財政事情を鑑みるに、実現は限りなく不可能と言わざるを得ません。

私は、以上の理由により、この請願書の不採択に賛成します。

以上です。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

なければ、原案に反対の発言を許します。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

11番、寺崎敏子でございます。

反対意見でございます。

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現は、誰しも願うところでございます。願意の妥当性から言えば、実現可能なこと、それから緊急性や重要性及び財政的な事情などの見地から見ても、本会議で採択する請願でないということを考え、この請願に対しては、願意に対しては反対であります。

議長（佐藤孝悟君）

原案に対して反対の発言を求めます。

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

5番、真竈光幸であります。

原案に対して反対の討論をいたします。

議員は住民の代表者という立場上、よほど不合理な点でもない限りは、こういった請願に賛同せざるを得ない立場になりがちであります。また、請願そのものは、採択をしましても、その実現について、法律上何の保障を規定するものではありません。しかしながら、採択をする以上、議会はその実現について、最善の努力をすべき政治的または道義的な責任を負うものであります。このことを踏まえて審査を行い、今般の請願の採択を判断するに当たり、願意が妥当であるか、実現の可能性があるか、町村の権限、議会の権限事項に関する、属する事項であるかなども判断の基準にするものであります。

今般の請願内容は、公的年金の制度のあり方を問うものであります。結果として、直ちに問題が解決し、実現するものではなく、また制度設計の是非を論議したとしても、結果として請願提出者の意に沿った結論に達することは考えられないということなどから、さきに述べた3つの請願判断基準の範疇ではないものとし、今回の請願採択には反対をするものであります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか反対の方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤孝悟君)

なければ、これで討論を終わります。

これから請願第1号、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

請願第1号、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願を採決することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

議長 (佐藤孝悟君)

起立少数です。

したがって、請願第1号、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願は不採択することに決定しました。

議長 (佐藤孝悟君)

日程第2、議案第33号、平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 (八重樫忠郎君)

議案第33号、平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の補足説明を行いたいというふうに思います。

それでは、議案書の3ページをお開き願います。あと、続きまして、参考資料の新旧対照表もご覧いただければというふうに思います。

議案第33号、平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

当町において、平成24年12月27日に平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を制定したところではありますが、この条例は、東日本大震災からの復興を円滑に進めるため、活力ある日本を再生することに資することを目的とした東日本大震災復興特別区域法が平成23年12月に制定されたことに伴い、岩手県において岩手県産業再生推進計画が作成され、国の認定を受け、その計画の中で当町は瀬原工業団地と高田前工業団地、そして当時予定されておりました小金沢企業誘致用地が対象地区に制定されており、この地区に施設や設備を新設し、また増設したものに対して、固定資産税の課税を5年間免除することを規定したものでございました。

現条例において、施設等の新設、増設の対象は法律に基づき平成28年3月31日までと規定されておりましたが、このたび東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一

課税に伴う措置が適用される場合等を認める奨励等が一部改正され、課税免除の要件である平成28年3月31日までの施設等の新設、増設について、平成29年3月31日まで1年間延長されたことに伴い、条例においても対象期間を1年間延長しようとするものであります。

なお、附則におきまして、この一部改正条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第33号、平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第33号、平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第3、議案第34号、平泉町地域振興施設設置条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議案書の4ページをご覧くださいというふうに思います。

議案第34号、平泉町地域振興施設設置条例につきましてをご説明いたします。

設置につきまして、条文の構成を述べていきたいと思っております。

第1条、設置の目的。地場産業の育成、活性化、町の情報発信と交流促進による地域の活性化を図ることを規定しております。

第2条、名称と位置を記載しております。名称、道の駅平泉地域振興施設。位置、平泉町平泉字伽羅樂。町の施設としましては、物産館、レストラン等になっております。国の施設としましては、休憩所等がございます。

第3条、指定管理者による管理についてを記載しております。地方自治法第244条の2第3項の規定により、管理を指定管理者に行わせることを規定しております。

第4条、指定管理者が行う業務の範囲について記載しております。地場産品の普及、地域情報の発信、維持管理、利用許可、取り消し、その他運用に必要と認めるものを規定しております。

第5条、開館時間及び休館日について規定しております。

第6条、施設の利用許可について記載しております。施設の一部を借りて利用する者への許可について規定しております。

第7条から第10になります。4ページの裏をご覧ください。

利用許可に係る制限、取り消し等について規定しております。

第11条、利用に係る料金について規定しております。

第12条、利用後の原状回復について規定しております。

第13条、損害賠償の義務について規定しております。

第14条は補則でございます。

施行予定日は平成28年7月1日を予定しております。

なお、今後の道の駅の予定につきましてですが、この地域振興施設条例をご審議いただいた後、9月議会に今度は指定管理者の選定について、皆さんにお諮りしたいというふうに考えております。その間に国土交通省等と協議いたしまして、道の駅の申請等々の事務的な手続を行っていきたいというふうに考えております。

指定管理者を9月議会にてご審議いただいた後は、指定管理者のオープンに向けての育成、助成等を行いながら、来年の春のオープンを目指して進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

9番、佐々木でございます。

指定管理者が行う業務の中には入っていないと思うのですが、あの施設はほかの道の駅と違って一体の施設として建設する予定になっておりますし、その中には防災施設なり発電施設なりもあるということですが、実際問題それらの防災設備等の管理については、ここで規定しなくても大丈夫かどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

防災設備に関しましては、発電機等々、あと防災トイレも備えてございます。これらにつきましては、基本的に国土交通省のほうで設置するものでございますので、国土交通省との協議によりまして平泉町が受けまして、それを平泉町と指定管理者の中でまた協議をして、管理について行っていきたいというふうに思っております。

今現在、まだ国土交通省との詰めは終わっておりませんが、今現在国のほうで申し上げているところをお聞きしますと、例えば発電施設の鍵につきましては国と町と、あと指定管理者を受けるところ3つで管理していくような形になるのではないかというふうに伺っておりますが、その辺につきましても、今後詳細を詰めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

これらを記載する必要があるかないかということに関しましてですけれども、これは第4条の（5）におきまして、その他地域振興施設の運用に関し、町長が必要と認める業務とありますので、ここの部分で読み込んでいきたいというふうに思っておるところです。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第34号、平泉町地域振興施設設置条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第34号、平泉町地域振興施設設置条例は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第4、議案第35号、平成28年度平泉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明をお願いします。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第35号、平成28年度平泉町一般会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

7 ページの裏をお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますけれども、款項同額の場合については、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款町税、2 項固定資産税3,817万4,000円、これは現年課税分の増額でございます。

11款分担金及び負担金、1 項負担金529万7,000円、これには他市町村受託分の保育所利用者負担金500万円の増額が含まれております。

13款国庫支出金、2 項国庫補助金62万8,000円、これには社会資本整備交付金489万円の減額、特別史跡無量光院跡保存修理事業補助金914万9,000円の減額、東北観光復興対策交付金1,429万5,000円の増額が含まれております。

14款県支出金537万3,000円、2 項県補助金40万8,000円の減、これには産地パワーアップ事業補助金554万5,000円の増額、特別史跡無量光院跡保存修理事業補助金460万9,000円の減額が含まれております。3 項委託金578万1,000円、これには県道除草委託金568万円の増額が含まれております。

17款繰入金、2 項基金繰入金2,337万1,000円の減、これは財政調整基金繰入金の減額でございます。

19款諸収入、5 項雑入4,467万3,000円、これには岩手県後期高齢者医療広域連合、広域行政組合への派遣職員給与負担金496万8,000円の増額、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金668万円の増額、文化遺産を活かした地域活性化事業補助金3,078万2,000円の増額が含まれております。

20款町債、1 項町債890万円の減、これには水道事業出資債1,100万円の減額が含まれております。

歳入合計補正額6,187万4,000円。

次に、歳出でございます。

8 ページをご覧くださいと思います。

1 款議会費、1 項議会費73万3,000円。

2 款総務費1,337万3,000円、1 項総務管理費1,374万7,000円、これには支出科目の変更に伴うスマートインターチェンジ周辺土地開発計画策定業務委託料800万円の増額、旧泉屋住宅跡地造成工事費421万8,000円の増額、地域活力推進費の道路維持費への組みかえに伴う578万1,000円の減額が含まれております。2 項徴税費47万9,000円、3 項戸籍住民基本台帳費163万4,000円、4 項選挙費264万9,000円の減、5 項統計調査費14万円、6 項監査委員費2万2,000円。

3 款民生費147万円の減、1 項社会福祉費113万6,000円の減、2 項児童福祉費33万4,000円の減。

4 款衛生費、1 項保健衛生費1,461万9,000円の減、これには水道事業会計出資金1,100万円の減額が含まれております。

5 款労働費、1 項労働諸費17万4,000円。

6 款農林水産業費2,073万2,000円、1 項農業費2,069万円、これには道の駅E V充電器設置工

事費614万9,000円の増額、産地パワーアップ事業補助金554万5,000円の増額、農業集落排水事業特別会計繰出金460万3,000円の増額が含まれております。2項林業費4万2,000円。

7款商工費、1項商工費1,980万8,000円、これには町内の誘導版・説明版等整備事業業務費447万6,000円の増額、定時通訳ガイド設置事業業務委託料836万8,000円の増額が含まれております。

8款土木費857万2,000円、1項土木管理費23万5,000円の減、2項道路橋梁費994万9,000円、これには町道除草委託料568万1,000円の増額、地域課題対応町道補修工事費578万1,000円の増額、支出科目の変更に伴うスマートインターチェンジ周辺土地開発計画策定業務委託料800万円の減額、町道祇園線用地測量及び分筆登記業務委託料548万1,000円の増額が含まれております。4項都市計画費428万3,000円、これには下水道事業特別会計繰出金416万8,000円の増額が含まれております。5項住宅費542万5,000円、これには上野台団地駐車場整備工事費でございます。

9款消防費、1項消防費3,000円。

10款教育費1,456万8,000円、1項教育総務費17万6,000円の減、2項小学校費150万8,000円、4項幼稚園費27万7,000円の減、5項社会教育費1,279万7,000円、これには無量光院跡復元整備工事費1,360万4,000円の減額、無量光院跡復元映像作成委託料2,986万2,000円の増額が含まれております。6項保健体育費71万6,000円。

歳出合計補正額6,187万4,000円。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、地方債補正の説明をさせていただきます。

変更と廃止でございます、小型動力ポンプ付積載車購入事業の限度額630万円を840万円に変更し、水道事業出資債を廃止しようとするものでございます。

なお、水道事業出資債につきましては、上水道事業債に変更しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

11番、寺崎でございます。

16ページの農林水産業費のところからめぐりまして裏側の産地パワーアップ事業補助金について、もう少し詳しいご説明をいただきたいです。

それから、17ページの商工会費のところ、町内誘導版、やっとできたというところございますが、何か所あって、どこに委託するのかというところを少し丁寧な説明をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

産地パワーアップ事業補助金ですけれども、これは国庫補助金であります、県を通していただくものですが、この一関地方の農業再生協議会というところで計画を出しますが、平泉町の1農家がトマトの栽培を本格的にやるということでハウス4棟を建てる補助について、2分の1が国から、国の補助金が県を通じて入ってきますが、その補助金でございます。現在、新規就農ということでこれから取り組むことになっておりますけれども、今年度からこの事業で取り組んでいくというものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

17ページの4目、観光振興費の13節の委託料、町内誘導版・説明版等整備事業業務447万6,000円についてご説明を申し上げます。

この事業は、町内に町歩き誘導版が16カ所ありますし、合わせて説明案内版が21カ所ありますが、町内には看板等の乱立をするとあまり景観上よろしくないということで、大きな看板とか、それから規制を上回るような看板が設置できないような形になっております。

それで、今回の補正は、現在ある看板にQRコードというものをつけまして、スマートフォンなどでそれをかざすと読み込めるような、そういう信号が入ったものです。それをシールのような形で張りまして、そうすると外国語で15カ国の表記がスマートフォンを通して読み込める。また、11カ国語につきましては、その音声聞けるというような内容となっております。今回は、業務につきまして、これから業者については選定をしていくということになりますが、データ等があるような、そういう業者を優先に検討を進めていくというような形になろうかと思っております。

あわせて、この業務につきましては、今回歳入でお示ししております10ページの歳入の7目商工費国庫補助金の1節の観光費補助金の東北観光復興対策交付金1,429万5,000円の中に約80%の補助率ということでいただけるということなので、今回お示しをいたしました。この交付金につきましては、5月上旬に国から、官公庁のほうから示されて、交付金を使いたい自治体については申請をするようにということで、申請の願いがありまして今回申請いたしましたが、まだ採択をされておられません。7月上旬ぐらいまでに採択されるというような見込みになっておりますが、もし採択ができない場合については減額をする予定となっております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

産地パワーアップ事業補助ということで、この1農家だけだというのが、1農家という規定があったのですか。それとか、募集したけれども1農家しか申請がなかったということなのか。平泉町でも、道の駅を推進していく上でも、こういう事業は積極的に取り組んで働きかけることが重要ではないかというふうに思いますが、たぶんその辺は当局の承知の上でやっているのでは

うけれども、その辺の呼びかけ方はどのような感じで、1農家だけという限定だったのかどうかということをお聞きしたいです。

それから、誘導の説明版のことなのですが、採択にならなかったときの減額というのは、ちょっと私理解できなかつたのですけれども、結局それはやらないということになっていくという意味合いなのかどうかもわかりやすくお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

このビニールハウスの補助につきましては、今回の件につきましては、要望があったということでの1件でございます。道の駅の関係では、平成26年度からビニールハウスの補助も受けておりました、広報等、あるいはホームページ等で募集をしておりました、実績としては2件ないしは3件ぐらいずつ毎年ありますけれども、今回のこの補助金につきましては、特に1農家からの要望があつての事業を行うということでございます。1農家だけで今回の事業になっております。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

今回6月補正に向けてこのような交付金が出たということで今回予算計上をさせていただいたもので、財政の状況にもよると思いますが、原則はこの交付金があるということでの事業の予算の計上ということになっておりますので、予算がもし国のほうで交付金が採択にならない場合は、減額をせざるを得ないのかなということで、実施ができないものというふうに現在のところは考えておりました。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

9番、佐々木です。

次世代自動車充電インフラ整備で、EVの充電器のものは道の駅につくものというふうに理解していますが、これらの充電器、全国の道の駅にはほとんどついているのかなと。この間種山高原に行きましたら、そこの片隅にもありましたから一般になっているのだと思うのですが、これらの電気自動車のメーカー問わないで充電できるものか。私も使い方どうなのかわからないのですが、急速充電で30分とか、そういう部分で充電するのことは思うのですが、それらの基準等、今回平泉に設置する充電器について、詳しくお知らせ願いたいと思います。

それと、今回の補正で、これは9ページの裏になりますが、民生費の負担金、補正で500万ほど他市町村の受託分がありますが、これは何人分で、当初見込みより増えたから負担は増えたのだと思うのですが、その人数なり等をお知らせ願いたいと思います。

それと、これは13ページ、ほかのページにもあるのですが、システムの総合運用テスト支援業

務委託料、これ3件か4件あると思うのですが、地方税システムだけ倍額になっているのですが、これは同じものをやるという認識でいいのかどうかということと、この運用テストというのはどのようなものかお知らせ願いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

10ページの裏側の次世代自動車充電インフラ整備促進についてお答えいたします。

これ今現在では各メーカーで電気自動車をつくっていらっしゃいますけれども、今後もこのプラグ等々は統一されていく方向に進んでいくという形で伺っておりまして、平泉町で今回設置するものは1カ所でございますが、これからつくられる新たな車にも対応できる形になろうかというふうに思っております。規格としましては、統一に各メーカーが同じプラグを使えるようになっていくという説明を受けております。急速充電を行うものを1カ所でございます。急速充電につきましては、充電の量にもよりますが、大体1時間から2時間ほど現在ではまだかかるというふうに言われておりますので、道の駅に立ち寄って、充電している間は道の駅でくつろいでいただくなり、平泉町を観光していただければというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

9ページ裏の民生費負担金の他市町村受託分でございますが、人数は8人でございます。広域利用ということで、町内の保育所を他市町村の方が使うという形で受け入れている分ということになります。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

さきほどご質問がありました13ページの委託料の部分の団体内統合宛名システムの総合運用テスト支援という形で、これ企画部門だけではなくて様々なところで出ておりますが、マイナンバー関係の運用テストでございまして、団体でまず1つ宛名の運用のテストをしなければいけないというような形で、これ全体として企画部門で1回やるという形で、あとさらには各課のほうで税なりに、税務課でも対応して、これらの各個人の運用テストという形でやっていくという形で、部門が全体でやる部分とさらに個人向けにやる部分という形でちょっと分かれておりまして、このような形で予算計上をさせていただいておるところでございます。

この運用テストは、非常にマイナンバー自体が結構複雑な部分ございまして、これらのテストをやりながら修正していくというような形で、とりあえず、とにかく今回このような形で全体と細かく分けた部分で、役場内でも各課の部分と全体を統括する部分で1回テストしてほしいという形で来ておるところのものでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

保育利用者負担金、これ例年の動きとどのような流れになっているのか。8人が多いのか少ないのかも、過去の部分と比較してどうなのか、お知らせ願いたいと思います。

それと、先ほどのシステムの運用テストはマイナンバーだということは理解したのですが、地方税務システム運用が倍の委託料というのは、全体に対してやるからこういう倍に近い額になるのかどうか。この委託料については入札だったと思うのですが、どういう方法で委託料が決められたかもお知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

8人というのはちょっと多い人数になってございます。ただ、内訳申し上げますと、平保が3人、それから長保が5人ということです。長保の5人のうち3人がもともと町内の方だったのですが、他市町村に転出したということで、結果として広域利用になってしまったということで、例年から見ると少し多いという形になります。

議長（佐藤孝悟君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

13ページの地方税務システム総合運用テスト支援業務の委託料の内容でございしますが、これ先ほど八重樫まちづくり推進課長がお話ししましたが、マイナンバー、番号制度の導入に伴いまして、国税との連携が平成29年1月から運用テストが開始されるということになりまして、そのシステム整備の委託料となっておりますが、内容につきましては、個人住民税、固定資産税、法人住民税、軽自動車税、収納管理といった、そういった5項目につきまして、所得情報とか財産情報、納税情報をそれぞれ共有しましょうということで、本格実施に向けました運用テストが開始されるということで、その整備の委託料となっております。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

これにつきましては、これから業者選定を行っていくという形になっております。この部分が額が高くなっているというのは、これだけ項目も多いということで額が高くなっているということになっております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか質問ございませんか。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

7番、升沢です。

1つ目は、12ページの裏の委託料及び工事請負費というところで、旧泉屋住宅跡地測量及び分筆登記業務委託料、そして工事請負費のところでは造成工事、そして給排水という工事をしておりますが、今後のここの活用ということでどういうふうになっているのかをお聞きします。

それから、もう一点は、18ページ、土木費の中の町道補修工事費、地域課題対応事業というところで578万1,000円ということで、これの今平成27年度について、大体総額がいくらになったのかということと工事内容、そして地域課題に対しての達成率といいますか、どのくらいまで対応できているのか、そこを2点お聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

12ページの泉屋住宅に係る補正予算でございます。泉屋住宅跡地は今現在一般財産になっておりまして、ここを少子定住化対策の住宅地にして分譲したいというふうに考えておるところでございます。それで、今現在では区画等々を勘案しまして、4区画をつくりたいというふうに考えております。4区画で、あとそれらの区画に入りやすい道路を設置いたしたいと考えておりまして、道路の工事費等々を含めて今回、測量分筆も含めまして予算計上したところでございます。それで、このたび議決いただいた後には、ここにすぐ家を建ててもらえる等々の要綱を整備いたしまして、分譲を開始していきたいというふうに考えておるところでございます。

なお、発掘調査費等々につきましては、個人住宅の対応と同じになりますので、購入なさった方が発掘調査の申請をしていただくという形で、個人住宅の対応になっていくという形でございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

18ページの土木費の道路維持費の15節工事請負費の町道補修工事費の578万1,000円でございます。これにつきましては、ご指摘のとおり地域課題対応事業でございます。総額1,000万円の予算の中で地域課題に対応する業務を実施するというようなところでございます。この今回の578万1,000円については、7区と14区の地域課題の部分でございます。7区につきましては、高速道のボックス内に雨が降った場合に水がたまるというような状況でございますので、その解消。

それから、もう一カ所、14区内の遊水地の管理用道路でございますけれども、管理用道路の法面からの排水が下の町道のほうに降雨時に支障をきたすというようなこともございまして、その対応ということで、2カ所分の対応工事費というふうなもので計上させていただいたところでご

ざいます。

それから、地域課題の進捗でございます。すみません、詳細資料持っていないので、全体のどのぐらいの実施率になったかについて今現在ちょっと持ち合わせの資料がないので、後ほどということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

泉屋住宅跡地については4区画分譲するということで、ぜひ若い人たちの定住促進ということでは活用していただきたいと思いますが、そういう意味での減免的なものとか、ある程度魅力のあるそういった物件にするようなことを何か考えているか、それをお聞きいたします。

それから、地域課題対応のことで、詳細資料が今手元にないということですが、総じて各区から出ている部分にどれぐらい結果として対応できているか、わかる範囲でお知らせ願いたいと思います。昨年から1,000万ということを出ているようですが、やはり各地域で抱えていることはそれ以上はかなり多いと思います。そこがなかなか翌年に繰り越したりということが多いと思うのですが、そこを2点、もう一度お伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

一般質問でもご質問いただきましたが、助成制度については今現在研究中ではございまして、ありませんけれども、ただ、ここの泉屋住宅につきましては、若い世代の方々、子育て世代の方々に入っただけのように、できるだけ安価に分譲していきたいというふうに考えておるところです。その辺の価格につきましても、今現在検討しておりますけれども、いずれ周辺に比べましてもできるだけ安い価格で、子育て世代が入りやすいような形で設定して、定住化促進に繋がりたいというふうに考えておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

地域課題対応事業については2期目を迎えて、1期目におきまして、実際的な課題というものは大体解消されたものかなというようなことで考えてございました。いずれ2期目については、全ての行政区から応募、要求をしていただいたところでございますけれども、件数についてはそれほどない。もう前回の中でだいぶ整備案を得ているというような状況でございます。その中でも、特にも額的に1,000万の総事業費でございますので、額的に小さいものに対する対応ですというようなことでやらせていただいているところでございまして、大体大きくても1行政区100万程度内、50万程度内で済むような内容のものについて対応させていただいているところでございまして、いずれ先ほど申し上げました7区と14区のものについては、今回若干事業費も大

きいというようなことで、こういう形で別途対応というか、今回補正させていただいたところがございますけれども、積み残しになっている内容等につきましては、大体実施できているものであるというふうに考えてございます。

一つ、防犯灯がまだ残ってございますけれども、防犯灯につきましては、今年度町内の防犯灯を全てLED化する予定となっておりますので、それに伴って不足する部分については、随時補充設置していくというような方向で対応させていただくというようなことで、区長会議の中でお話をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

18ページの土木費についてですが、道路維持費ということで町道の草刈り568万1,000円、これは何カ所ぐらいなのか。さらには、支払いはどういう方法でやられているのかについてお聞きいたします。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

18ページの委託料568万1,000円の内容についてお話ししますが、これにつきましては、県のほうから町のほうに県道の除草を委託したいというお話がございまして、今回町のほうで県道の除草を県から委託されるということになったものでございまして、区間につきましては、一関平泉線、そして三日町瀬原線、平泉巖美溪線、あとは相川平泉線で、高館橋から七曲の交差点までというこの区間について、県から委託をされて町が草刈りを行うというものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

今ご説明あったように、県道の分について、県の分から補助されて委託されていること、これどういう方がそういう草刈りをやられているのか。また、町道の草刈りもやられていますよね。それらはどういう形になっているのか。この2点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

まず、今回の県道の草刈りにつきましては、実は、昨年県が事業実施主体で草刈りを行っていたわけですが、その場合に、町内に住所がある建設業者、この方々で共同企業体をつくっていただいてその方に、業者に委託をしていたという経過がございまして、町ではそれを踏襲して町内の建設業者の方に県道の草刈りについてお願いをしようというふうに考えております。

また、町道の草刈りにつきましては、現在シルバー人材センターと森林組合に今年度も委託を

して作業を進めているという状況にあります。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

草刈りについては、ご覧のとおりかなり草が伸びている。まさに高齢化社会でございまして、なかなか草刈りができないような状態でございますけれども、今お聞きしましたらば、町道は町道、県道は県道というお話ですけれども、町として町道を草刈りしていただいて、そして部落の方、年に2回部落に草刈り代をお支払いしてという状況です。それらをお話になりませんが、部落にお支払いするというのではなく、やっぱりなかなか出られない、高齢化社会でございまして、その個人にそういう町の草刈りについてはお支払いしたらどうかという考えで、その点についてお聞きいたします。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

先ほど、今お話しのとおり行政区にも町道の草刈り等を委託しておりまして、これは平泉町みち、かわ整備事業という要綱に基づいて行っておりますが、これ強制ではございませんので、やってもいいという行政区、そういう行政区があった場合、区長さんを通して区長と契約をしているという状況でございまして、基本的には先ほど言った町道のシルバーと森林組合、あるいは行政区での対応、そして今度は、県道は県道ですけれども、それらである程度は町内の道路の草刈りについては、何とかあまり景観を損なわないように対応できているのかなというふうには捉えております。個人についてということですが、やはり行政区単位での契約ということで今後お願いしたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時25分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

先ほど建設水道課長より発言の申し出がありましたので、許したいと思います。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

先ほど佐々木一治議員よりご質問のありました18ページの土木費、道路橋梁費の委託料でございまして、説明の欄に町道除草委託料ということが記載されておりますが、先ほど私が答弁いたしましたように、この内容については県道ということですが、これは、実は会計

の処理上から従来の科目にこういう名前があるので、それに入れたということですがけれども、入れたということによってこういう記載していたわけですがけれども、私の答弁と違いますので、この説明の文章を変えていただきたいと思います。町道の次に「等」という字を入れていただいて、「町道等除草委託料」ということで説明の訂正をよろしくお願いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

続きまして、升沢議員の答弁保留がございます。

岩淵総務課長よりお願いいたします。

総務課長（岩淵毅志君）

先ほど升沢博子議員よりご指摘ございました地域課題対応事業でございます。地域課題対応事業につきましては、昨年度第2期目を迎えます、各行政区から出された内容につきましては、全部で108件ございました。そのうち28件が対応済みでございます。平成28年度、今年度対応分につきましては、対応要望された部分につきましては35件でございます。そのうち防犯灯が2件、道路維持が3件。防犯灯2件については、先ほど申し上げましたとおり町内全域をLED化しますので、それに対応させていただきますし、それから道路維持の関係の3件につきましては、7区、14区、17区分でございますが、これについては今年度の予算で対応させていただくというふうな方向で進めさせていただきます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、引き続き質問を受けたいと思います。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

いくつかお聞きをしたいのですが、1つは、発掘調査原因者負担金として198万円が計上されているのですが、この198万円の支出内訳というのはどういうものなのかということが知りたい。いわゆる原因者負担というふうに言っているわけですから、そこが一つのポイントになるのだろうと思います。なぜ原因者負担にこだわるかというと、泉屋住宅の4区画を個人分譲する。それは、開発をして分譲するのは平泉町なのです。平泉町が開発をするのですが、しかし、その土地を買った住民が発掘費用を負担しなければならないと、こういう説明なわけです。

そうすると、10日の日の一般質問でも私、取り上げさせていただきましたけれども、どのようにして定住化対策を進めていくのかと。また、具体的に定住化対策というのはいつ、どういう形で示されるのでしょうかというふうにお聞きをしたのですが、明確な答弁が残念ながらなされませんでした。したがって、今の問題とあわせて、やっぱり4区画を迅速に分譲する、そして購入してもらおうということ、かたて加えて定住化対策の一環としても位置付けていくとすれば、やっぱり発掘費用については、冒頭に言った原因者負担というところでしっかりと萌芽をすべきではないのかと、こんなふうに思いますので、考え方をお聞かせいただきたいというふうに1つは思います。

それから、もう一つなのですが、いわゆる今の町道などの除草委託費の扱いでございます。先ほどの課長の説明であれば、業者に委託をするのか、あるいは関係する行政区長などに委託といえますか、希望があればお願いするののかということなのですが、後期基本計画の中でもいわゆる地域の課題解決のためにということをやったてありまして、その中で地域ができるところは地域の中でという表記をされてあるわけです。

私は、10日の日にそこまで用意はしていたのですが、質問できなかつたのですけれども、少なくとも地域課題について地域がやれるべき問題と、しかし財政的な裏付けがなければ取り組めないという課題もまたあるわけです。そうすると、今お話のあったそうした町道等の除草委託というものをやっぱり当該地域にすれば有効に活用して、何らかの地域の活動のために資したいというふうに思うのです。だから、そういう意味では、広く、こういう制度ではないけれども、道がありますというようなことを区長会議の後でお話をさせて、そして希望を募る。こういうことをやられる意志があるのか、ないのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

ご質問ありました泉屋住宅の4戸についての発掘調査の経費でございますけれども、こちらは全て国庫補助の経費によりまして対応しますので、個々の、それぞれの方への負担というのはございません。そして、原因者負担の198万円でございますけれども、これは個人住宅を建てるにあたってのものではございませんで、これは史跡の中での建物解体に伴う内容確認調査というもので、これは個人住宅とは関係なく建て主というか、そちらの方の負担になるものでございまして、先ほどの泉屋住宅のほうとは関係ないものでございます。

一応内訳ということで、原因者負担のことを申し上げますと、作業員の賃金というのがございまして、それをちょっと5点ばかり申し上げます。賃金が発掘調査の作業員ということで193万6,000円、それから事業費の消耗品が1万7,000円、印刷・製本費が1万2,000円、それから燃料費が1万5,000円、以上の合計が198万円ということになります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

泉屋住宅につきましては、今及川文化遺産センター所長のほうから申し上げましたけれども、発掘調査に係る費用が個人負担になるということではございません。ただ、平泉町内におきまして、住宅、個人でつくられる場合は、遺跡の部分に関しましては発掘調査を行うことが必須となっております。それらは国庫補助において対応しておりまして、個人の負担はございませんので、それに倣った形で泉屋住宅も対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。できるだけ皆さんに早目に買っていただくように努力はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町道の除草の作業の考え方についてお話ししますと、まず基本的には集落内での除草をお願いしているわけですが、これについては、先ほどお話しした平泉みちかわ整備事業という事業を通じまして、団体を中心にお願いをしている。これについては、年度当初、年度が始まる3月、あるいは始まった後の5月、6月等に、区長会で内容について希望等も含めてお願いをし、そして契約もしているという状況でございます。それぞれ行政区、特徴がございますけれども、基本的に集落内でやられているのは民家のある住宅の付近、これについては行政区でそれぞれ対応していただいておりますけれども、それ以外に民家のない遠いところ、あるいは具体的に申し上げますと、長島であればパイロット道路とか、あるいは東稲山に登る町道等、これらについては、町内の先ほど言ったシルバー人材センター、そして森林組合等をお願いをしているという状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

答弁漏れが1つありますので、それを先にご覧ください。

すみません、簡潔に話したつもりだったのですが、10日の一般質問の際にも触れさせていただきましたけれども、税収の増加とあわせてやっぱり企業誘致、ああいう制度をつくって、そして進める。しかし、そこで働く人たちが、家族を含めて平泉に住みたいというふうになるような施策をつくっていくべきではないですかと。そのための定住化施策をいつまでに、どのような形で示していただけるのでしょうかというふうにお聞きをしましたが、10日は答弁ございました。改めてそれをお伺いしたいと、こう言ったつもりだったのですが、お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

申し訳ございませんでした。

定住化対策につきましては、少子定住化対策本部というものを設けておりまして、今現在色々様々検討しておるところです。その中で一つ大きな形として、今回泉屋住宅の分譲を始めましたけれども、これら以外にも上野台団地の、ここは分譲するかどうか、今後ちょっと検討が必要でございますけれども、それらに対する対応等も考えていきたいというふうにご考えておりますし、あと、皆様からご提案いただきました住宅等の様々な支援施策を近隣市町村で行っておりますので、それらについても、少子定住化対策本部におきまして議論いたしまして、定住化、できるだけ進められるように、住宅地を増やしていくような形の施策に取り組んでまいりたいというふうに思っているところです。なかなかスピードが遅いと思われるかもしれませんが、泉屋住

宅をここまで持ってきておりましたので、次にはまたそういうふうな空いている部分等々を含めまして検討してまいりたいと思っています。

あと、対策本部のほうで出ている中では、やはり子育て世代に対しまして、住宅もそうなのですけれども、公園等の要望等もございますので、住宅跡地につきまして、別のところでもございますけれども、公園等を整備していくべきではないとか様々な意見出されておまして、それらについても検討して、方向性を決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

高橋でございます。

鳥畑建設水道課長からお答えのあった、いわゆる町道等の除草の扱い、これはやっぱり区長会議などで、こういうような地域の活動に使えるお金といいますか、支出がありますということはぜひ広く呼びかけをしていただきたいというふうに思います。そうでなくても、青年会の皆さんだとか行政区の皆さんが県道などや歩道の除草などを自主的にやっているわけです。そういったことにもっともっと弾みがつくようにぜひ考えていただきたいと、こんなふうに思います。

それから、定住化対策の関係につきましては、少子対策定住化委員会で議論をされているということでございますので、ぜひ先般も同僚議員が発言していましたが、他市町のやっぱり実態というものを学びながら、よりよいものをつくっていただきたいというふうに思います。

そこで、後期基本計画の中で取り組む課題としてはあるのですが、例えば平成28年度予算の中には全くその財源が補填をされていないとか盛り込まれていないように見受けられるのですけれども、いわゆる平泉町が独自に行っております医療費などの補助、これを付説によれば18歳まで引き上げをしたいということなのですけれども、やっぱりそれらも含めてしっかりとこの5年の中のどの年度に実施をするように仕向けていくか、そして、またその財源をどう捻出をするかということを真剣に考えていただきたいというふうに思うのです。平成27年度の予算の分析をすれば、138万7,400円も毎日毎日債務返済で払っているわけですから、町民からすれば非常にやっぱり関心の高いところなのです。ぜひそういう意味でよろしくお願いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

後期計画につきましては、今年度から毎年、進捗状況を管理してまいりたいというふうに考えておりますので、その中で、5年後にはそれらを達成できるような形で、役場で一丸となって取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

5番、真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

5番、真竈光幸であります。

2点お伺いをいたします。

1件目につきましてですが、8ページ裏の歳出の10款教育費の中身であります。5項社会教育費、この中が修正前が3億2,132万4,000円、補正が1,279万7,000円、補正後が3億3,412万1,000円。これこのかがみを見ますと、あまり補正の金額としてそう大きな増にはなっていないように見受けられるのですが、これの細目を見ますと、21ページ6目になります。世界遺産登録推進費、これが当初の補正前の金額が2,608万2,000円あります。補正額が3,330万4,000円です。これは、補正前の予算よりも上回るのはいくら補正ではないぐらいの金額、という認識をまずいただきたいと思えます。内訳なのですが、委託料として無量光院跡の復元映像をつくるのです。これが2,986万2,000円ありますということになります。これは当初予算になかったことで追加で出されたのかということと、それから、これについては、当然予算計上する際にどのような手順で委託料についての、入札関係についての内容をお知らせいただきたい。

それから、もう一点が18ページの裏になりますが、8款の土木費であります。細目上は1目の住宅管理費、上野台団地の駐車場の整備工事費、これが542万5,000円が減額になってございますが、これについての工事を中止したのか、それとも工事の金額が当初の見積もりよりも下回ったのか、または計画的に延伸をしたのかについての詳細なところをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

21ページの世界遺産登録推進費の中の無量光院跡復元映像作成委託料2,986万2,000円のことでございますが、これにつきましては、当初の予算に入れていなかったのではないかとということで、多額な補正を今出したのはということでございますが、これにつきましては、文化庁の文化遺産を生かした地域活性化事業といたしまして、100%の補助をいただくものでございます。3,000万ほどの多額であること、それから新規で出したわけなのですけれども、いずれこれの採択の可能性については、実はかなり不確定なところがございました。

この事業につきましては、世界遺産平泉保存活用推進実行委員会という組織がございまして、それぞれの団体から事業を取りまとめて申請するものなのですけれども、これは昨年12月に文化庁のほうに今のこの映像の復元の事業も含めて提出させていただきました。結果的に4月になりまして、文化庁から採択するという連絡がございまして、急遽でございましたけれども、この6月の補正で計上させていただいたところです。

これまでの手順というか進め方につきましては、いずれ予算を文化庁のほうへ要求するにあたっては財政のほうとも相談はしておりましたが、いずれ採択が決まった上で速やかに役場のほうで協議した上で、補正に上げていくということで今回のところに至ったところでございます。

今後につきましてですが、大変大きな額でございます。当然これに向けては以前から準備はし

ておりまして、3,000万近い事業の中で今年度にはできるかどうかということがございますが、下
ごしらえというか、昨年歴史教室というのがあったのでございますけれども、無量光院の復元映
像をお見せしたものがございます。それは京都大学の大学院の先生が、これはもう過去に遡ると
平成14年、平成15年にコンピューターグラフィックをつくっていただいた方なのでございますけれども、
そういった基礎データの上に新しい発掘調査のデータを加えて、最新のより真実に近い状態での
復元作業というのが可能になってきたということもありまして、基礎データを常に発掘の、うち
のほうからですけれども、データを提供しながら基礎データをつくり上げてきてございます。

あとは、それをもとにしまして、業者に委託して復元映像という、バーチャルリアリティとい
う、今年度VR元年と言われるように、今まさに自分がその場にいたかのような、そういった建
物を復元し映像化するということなのでございますけれども、その作業のために必要なこととしては、こ
れから予算が決まりましたらばプロポーザルでかけまして、それで業者のほうは選定していき
たいというふうなことを考えております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

18ページの裏の上野台団地駐車場整備工事費、今回542万5,000円を減額したわけですが、
総事業費でこの計画は約900万ほどで計画をしておりましたが、これについては、この財源とし
て社会資本整備総合交付金、国からの交付金を充てるという予定で進めておりましたが、
県との協議をした結果、交付対象には難しいと。要は、交付対象にはならないということから検
討したわけですが、ただ現在、上野台住宅は64戸の戸数がありますけれども、駐車台数に
ついては64戸、1戸1台という駐車台数のスペースをとっているわけですが、現状はやは
り1家庭2台、あるいは中には3台というような形でありまして、車道あるいは公園の一部に駐
車をしているというような状況がありますので、国からの交付金の対象事業にはなりませんけ
ども、やはりある程度整備が必要だということで、最低限の今回はJR側のフェンス沿いに今敷
地が、路肩部分があるのですが、そこに約37台ほどの駐車のできるスペースを確保するとい
うことで、残りの400万程度で、これは町の単独費になりますけれども、それで整備をするとい
うことにしたものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第35号、平成28年度平泉町一般会計補正予算（第1号）を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第35号、平成28年度平泉町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をしたいと思います。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

日程第5、議案第36号、平成28年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書24ページでございます。

議案第36号、平成28年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

24ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金416万8,000円。

7款町債、1項町債600万円。

歳入合計補正額1,016万8,000円。

次に、歳出でございます。

1款下水道事業費、1項下水道事業費1,016万8,000円。

歳出合計1,016万8,000円。

次に、議案書25ページの地方債補正でございます。

変更後の内容についてご説明いたします。

起債の目的、公共下水道事業。変更後の限度額5,200万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同様でございます。

今回の補正は、総務省より公営事業が将来にわたって安定的に住民にサービスの提供ができるように中長期的な経営の計画、経営戦略とありますが、それを策定するよう指導されております。この策定業務に係る経費及び泉屋住宅跡地の宅地分譲に伴う下水道の布設が必要になったことから、これらのことについて補正をするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第36号、平成28年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第36号、平成28年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第6、議案第37号、平成28年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書27ページでございます。

議案第37号、平成28年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

27ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

3 款県支出金、1 項県補助金307万8,000円。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金460万3,000円。

7 款町債、1 項町債250万円。

歳入合計1,018万1,000円。

次に、歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水事業費1,018万1,000円。

歳出合計1,018万1,000円。

次に、議案書28ページの地方債補正でございます。

変更後の内容についてご説明をいたします。

起債の目的、農業集落排水事業。変更後の限度額1,480万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同様でございます。

今回の補正は、下水道事業特別会計と同様に、経営戦略計画を策定する業務委託費と長島中央地区農業集落排水施設の機械更新に係る経費を補正しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5 番、真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

5 番、真竈光幸であります。

1 点質問させていただきます。

委託料の経営戦略策定業務委託料316万8,000円ではありますが、先ほどの下水道事業特別会計にも同額で載せてございますが、予算計上してございましたが、内訳をもう少し詳しく説明をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

まず、今回総務省で、先ほどお話ししました経営戦略を策定する指導がされたわけですが、その経過につきまして若干お話ししますと、公営企業全てでございますけれども、保有する資産の老朽化に伴いまして、これから大幅な機械の更新等に多額の経費が予想される。そうした中で、人口減少に伴って料金の収入が減ることから、今後企業会計については非常に厳しい経営状況が続くだろうということから、それぞれの公営企業を管理する自治体に、先ほど言った経営戦略をつくるように指導されているという状況で、今回、今年度におきまして、下水道等に農業集落排水事業等もやるわけですが、それでは、内容といいますと多岐にわたりますが、手元の資料で申し上げますと、書かれておりますのは、経営状況や経営課題の把握、投資計画の策定、長寿命化の検討、施設の再構築の事業化、手法の検討、財政計画の策定、財源構成

の検討、料金改定の検討、事業効率化等多岐に、いずれ経営に係る全てについて検討し、中長期的、基本的には10年というふうのうちの方ではとっていますけれども、10年計画を今年度それぞれの公営企業において立てるという内容でございます。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

内容はよく理解をしたところでありますが、お聞きしているのは、なぜ同額なのかということでもあります。それぞれのトータルの730万何某のものが、下水道と集落排水と一体化としてコンサルタント料が必要なのか、それともただ単にこれは予算的に振り分けをしたものなのかを聞いています。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

この金額につきましては、それぞれの事業ごとに計上しておりますので、先ほど言ったように、検討する内容については全て同じような内容ということになっておりますので、料金についての規模の大小はあるかもしれませんが、一応とりあえず同額の見積りの金額で計上したという状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、ほかに質問ございませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

ただいま説明のあった経営戦略策定をするわけですが、10年計画、それによると、人口減少等で収入減が見込まれて、今後の公会計画がどうなるかということが出てくるのだと思うのですが、これに沿って、これは1年ぐらいでやるのだと思うのですが、10年計画が出て、次のアクションというのは何か決まっているものがあるのかどうかをお聞きしたいのですが。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今年度経営戦略、10年の経営を考えた策定をするわけですが、それに基づいて今後経営を進めていくということになると思います。その中には、先ほど言いましたように料金の改定、それについての時期、あるいは値上げする利率までは、そこまでは出るかどうかわかりませんが、それらも計画の中で、いずれ安定的に供給していくためにはということでの問題解決に向けたそういうことを計画するわけですので、繰り返しになりますけれども、いずれ今回つくる経営戦略に基づいて経営を進めるというふうになります。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

29ページですが、機器更新工事費650万について、内容をお知らせください。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

農業集落排水事業につきまして、平成7年に事業に着手しまして、それなりの年数が、20年以上たっているという状況で、実は平成24年に機能診断調査というのを行ってございまして、それに基づいて平成27年度から施設の計画的な更新等を行ってございまして、今年度はマンホールポンプのポンプの劣化しているものについて、現在のところ全部で22台ほどありますけれども、そのうちの劣化が特に進んでいる8台を交換するという予定でございます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

わかりました。8台だそうですけれども、1台いくらぐらいになるのですか。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

ここにありますように、29ページの2目農業集落排水施設整備費、補正後の金額が3,160万円でございます。これを単純に8台で割ると400万程度というふうになりますが、点検、整備から全て含めてポンプ1台という単体というふうなことではなくて、それに伴う、結局今あるポンプを引き上げて、そして設置すると、そういう手間も含めた金額というふうに考えていただきたいと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

わかりました。それで8台は交換するということですが、残っている分については今後大丈夫かということでお聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

先ほどお話ししましたように、機能診断結果に基づいて特に劣化が進んでいるものを今回やるということで、残りについては早急にやる必要がないという診断結果でしたので、これについてはもう少し時期を見て、いずれ定期的な点検はしてまいりますけれども、ここ一、二年でやる必要はないというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか質疑ございませんですか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第37号、平成28年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第37号、平成28年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第7、議案第38号、平成28年度平泉町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長(鳥畑正彦君)

議案第38号、平成28年度平泉町水道事業会計補正予算(第1号)の補足説明をさせていただきます。

30ページの裏の平成28年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書でございます。資本的収入及び支出でございます。項目同額でございますので、目の補正額でご説明をいたします。

収入でございます。

1款資本的収入、1項企業債、1目建設改良費等の財源に充てるための企業債1,100万円。

3項出資金、1目出資金1,100円の減。

収入合計0円。

次に、議案書30ページにお戻りいただきたいと思えます。

議案書30ページ、第3条、予算第5条に定めた企業債の額を次のとおり改める。

起債の目的、建設改良事業。変更後の限度額6,400万円。起債の方法、利率、償還の方法については、変更前と同様でございます。

今回の補正につきましては、一般会計の企業債の補正がございましたが、それに伴って水道事業会計の企業債についても変更するものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第38号、平成28年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第38号、平成28年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第8、発議第3号、総務教民常任委員会所管にかかる調査についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

総務教民常任委員長、升沢博子議員。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

7番、升沢です。

発議第3号。平泉町議会議長、佐藤孝悟様。提出者、平泉町議会議員、升沢博子。賛成者、真竈光幸、同じく賛成者、氷室裕史、三枚山光裕、佐々木雄一、寺崎敏子。

総務教民常任委員会所管にかかる調査について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

裏のページをお開きください。

総務教民常任委員会所管にかかる調査について。1、子育てしやすい地域づくりについて。2、安心安全な防災体制について。3、情報化計画について。

上記について、総務教民常任委員会が調査を行う。

提案理由、議会審議に役立てるため。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号、総務教民常任委員会所管にかかる調査についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、発議第3号、総務教民常任委員会所管にかかる調査については原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第9、発議第4号、産業建設常任委員会所管にかかる調査についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

産業建設常任委員長、千葉勝男議員。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

10番、千葉勝男です。

発議第4号を申し上げます。提出者は私、千葉勝男であります。賛成者、高橋拓生、阿部圭二、高橋伸二、佐々木一治、それぞれ議員であります。

産業建設常任委員会所管にかかる調査について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

裏でございます。別紙でございます。

産業建設常任委員会所管にかかる調査。1、社会基盤整備について。2、農業振興策について。3、観光振興策について。

上記について、産業建設常任委員会が調査を行う。

提案理由、議会審議に役立てるため。

以上であります。よろしくご審議願ひします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号、産業建設常任委員会所管にかかる調査についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、発議第4号、産業建設常任委員会所管にかかる調査については原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で、本定例会6月会議に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、平成28年平泉町議会定例会6月会議を閉じます。

散会 午後 1時28分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 真 籠 光 幸

同 高 橋 伸 二